

特定非営利活動法人子どもパートナーズHUGっこ

会員規約

この会員規約（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人子どもパートナーズHUGっこ（以下、「当法人」という）と特定非営利活動法人子どもパートナーズHUGっこの会員（以下「会員」という）との関係に適用する。入会申込を受け付けた時点で、本規約を承認したこととなる。

第1章 総則

（会員規約の適用）

第1条 本規約は、当法人の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものである。よって、入会、退会等に関する基本的な諸規則及び使用する単語の定義については、定款の定めるとおりとする。

（会員規約の変更・追加）

第2条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て本規約を変更し、又は追加が必要と判断される事項を順次追加することがある。

第2章 会員の種別

（会員の種別）

第3条 当法人の会員は、当法人の定款において定められた次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（1）正会員

この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体であり、総会にて平等な表決権を持つ。

（2）準会員

この法人の目的に賛同して活動するため入会する個人であり、総会での表決権を持たないが、総会で参考意見を述べる事が出来るものとする。

（3）賛助会員

この法人の目的に賛同して賛助するため入会する個人及び団体であり、総会での表決権を持たない。

2 当法人の会員は当法人の事業又は活動に参加し、事業報告等の情報を受けることが出来ることとする。

第3章 入会

（入会申込）

第4条 正会員、活動会員、賛助会員として入会の申込をする者は、第7条で定める入会金及び年会費を払込み、当法人が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出することとする。

（入会申込の拒絶）

第5条 当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

（1）入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合

- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (4) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期間)

第6条 会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。
 - (2) 入会した翌年度以降は、当法人の一事業年度とする。
- 2 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、第7条で定める入会費及び年会費の入金の払込みを確認した日とする。
- 3 会員資格は、第9条で定める方法により継続することができる。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費の金額を以下のとおりにする。

- (1) 入会金
 - 正会員（個人） 5000円
 - 活動会員、賛助会員（個人・団体） 0円
- (2) 年会費
 - 正会員（個人） 1口5000円
 - 準会員 1口3000円
 - 賛助会員（個人） 1口1000円（1口以上）
 - （団体） 1口5000円（1口以上）

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 会員資格の継続

(会員資格の継続)

- 第9条 会員資格有効期間が満了する場合には、書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。
- 2 会員資格は、毎事業年度開始後2ヶ月以内に、当法人の定める方法により会費を払込み、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

第5章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

- 第10条 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当法人に通知しなければならない。
- 2 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

第6章 会員資格の停止

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第12条 会員は、当法人が別に定める退会届により、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (3) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (5) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (6) 当法人の定款及び会員規約に違反したとき
- (7) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不適当と判断したとき

第7章 会員資格有効期間終了に伴う措置

(措置)

第14条 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとする。

第8章 禁止行為

(禁止行為)

第15条 会員は、次の各号における行為をしてはならない。

- (1) 会員は、本規約第3条に定める会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならない。
- (2) 会員は、当法人の許可なく、当法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。

第9章 個人情報の保護

(会員情報の取り扱い)

第16条 当法人は、会員が入会申込時に届出をした会員に関する情報（第10条により変更された情報を含む。）を適切に管理し、当法人の運営、連絡事項、緊急時の安否確認やこれに付随する業務を行うため、会員名簿を作成する。名簿は、記載されている会員に対して配布する。

2 当団体は、会員資格の喪失から1年が経過したとき、当該会員に関する情報を廃棄できるものとする。

(個人情報保護)

第17条 当法人は、当法人が保有する会員の情報に関して適応される法規を遵守するとともに、次の各号に定める場合を除き、会員情報を第三者に提供しないものとする。

(1) 会員の同意が得られた場合

(2) 法令により開示を求められた場合

(3) 会員の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要で、会員の同意をとることが難しい場合

2 会員の個人情報は、名簿等、全会員がその取扱いには十分に注意し、会員以外の第三者に譲渡、売却、公表してはならない。

第10章 秘密保持契約と目的外利用の禁止

(機密保持契約)

第18条 会員は当法人の開催する事業等において、当法人のデータを基に研究目的あるいは商業目的に研究等を行う場合は、秘密保持契約を当法人並びに参加する会員との間で取り交わすこととする。

(目的外禁止)

第19条 会員は第18条において発生する成果物の取り扱いについては、当法人と協議をすることとし、合意のないまま私的利用若しくは販売、公表等の行為をできないこととする。

第11章 損害賠償

(損害賠償)

第20条 会員が、定款及び本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

(会員間の紛争)

第21条 会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、当法人には一切の責を負わない。

第12章 残存条項

(残存条項)

第22条 退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、および本条の規定は有効に存続するものとする。

第13章 規定の追加

(規程の追加)

第23条 本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

(附 則)

本規約は2022年4月1日より施行する。